毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

規　則
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則　一
○福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則　二
○福島県医療法施行細則の一部を改正する規則　二
○福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則　三
○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則　三
○福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正する規則　三
○地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則　三
訓　令
○標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令　三
○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令　四

規　則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県医療法施行細則の一部を改正する規則、福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則、福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則、福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

福島県規則第三十一号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　賦課徴収　第三節　犯則取締り」を「第二節　賦課徴収」に改める。

第二条第三項中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に規定する国税局又は税務署の収税官吏の職務を行うものとして知事が指定した徴税吏員（以下「検税吏員」という。）」を「検税吏員（法第二十二条の三に規定する当該徴税吏員をいう。以下同じ。）」に、「職務を指定した徴税吏員であること」を「身分」に改め、同条第四項中「当該徴税吏員」を「徴税吏員又は検税吏員」に、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第五項中「徴税吏員」の下に「又は検税吏員」を加える。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（納税通知書の特例）

第十一条の四　法及び条例に基づく賦課事務を電子情報処理組織により処理することに伴い、前条に規定する様式による納税通知書によることが適当でない場合にあつては、当分の間、その都度知事が定める様式によることができる。

第四十八条から第五十四条までを次のように改める。

「第三節　犯則取締り」を削る。

第四十八条から第五十四条まで　削除

第百四十一条の三第一項第三号中「において準用する国税犯則取締法」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第五号様式その二中「受命滞納処分票」を「受　命」に、「電話加入権等調査」を「税務署調査」に、「全戸不在のための注意書差置き」を「文書差置き」に改める。

第二十二号の三様式中「継続検査又は」を「継続検査・」に、「必要ですから」を「必要な場合がありますので」に改める。

「　備　考

第七十八号様式中「年度第　四半期」を「年　月申請」に、「第１四半期　円　第２四半期　円　第３四半期　円」を「備　考」に改める。

第七十九号様式中「

合　計

」を「

調査による過不足調整額	合　計

」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（税　務　課）

福島県規則第三十二号

福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和五十九年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号。以下「省令」という。）第二十三条前段（省令第二十七条」を「法第九条の三前段（法第十二条の二第二項」に改め、同条第五号中「省令第二十三条後段（省令第二十七条」を「法第九条の三後段（法第十二条の二第二項」に改め、同条第六号中「省令第二十四条（省令第二十七条」を「法第九条の四（法第十二条の二第二項」に改める。

第三条中「、省令」を削る。

様式第一号中「施　術　所」を「施　術　室」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（地域医療課）

福島県規則第三十三号

福島県医療法施行細則の一部を改正する規則

福島県医療法施行細則（平成六年福島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十九号中「第三十一条の三」を「第三十一条の五」に改め、同号を同条第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　省令第三十一条の五の二に規定する医療法人管理者たる理事の特例認可申請書

第二条第三十号中「第三十一条の四」を「第三十一条の五の三」に改め、同条第三十一号を削り、同条第三十二号中「第三十二条第一項」を「第三十三条の二十五」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第三十三号中「第五十条第三項」を「第五十四条の九第五項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十四号を同条第三十三号とし、同条第三十五号中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同号を同条第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五　省令第三十五条の八に規定する医療法人分割認可申請書

第二条中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号を第四十一号とする。

第三条中「第十一条第十九号」を「第十条第十八号」に改め、同条第三号中「郡山市の区域内の病院と郡山市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の区域内の病院といわき市の区域外の病院、診療所又は助産所」を「福島市の区域内外の病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）を併せて管理する場合、郡山市の区域内外の病院等を併せて管理する場合及びいわき市の区域内外の病院等」に改め、同条第六号中「第二十八号から第三十二号」を「第二十七号から第三十一号」に、「第三十四号、第三十五号」を「第三十三号から第三十五号まで」に改め、同条第七号中「第三十三号、第三十八号、第四十一号及び第四十二号」を「第三十二号、第三十六号から第三十八号まで、第四十号及び第四十一号」に改め、同条第八号を削る。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課）

福島県規則第三十四号

福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福島県農業共済組合検査規則（昭和五十九年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百四十二条の二から第百四十二条の四まで」を「第二百九条」に改める。

第三条及び第十三条第四項中「第百四十二条の四」を「第二百九条第三項」に改める。

別記様式第一号中「農業災害補償法第142条の４」を「農業保険法第209条第３項」に改める。

別記様式第二号中「農業災害補償法第142条の２から第142条の４まで」を「農業保険法第209条」に、同様式備考2中「6.5センチメートル」を「6.0センチメートル」に改める。

附　則

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県農業共済組合検査規則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第一号による農業共済組合業務・会計検査請求書（以下「請求書」という。）は、改正後の福島県農業共済組合検査規則別記様式第一号による請求書とみなす。

3　この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則別記様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（農業経済課）

福島県規則第三十五号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項並びに第十六条第一項第四号中「条例第四十六条」を「条例第十二条第四項、条例第四十六条」に改める。

第三十四条及び第三十五条中「第十一条第一項」の下に「及び第五項」を加える。

別表第四福島県営荒井団地の項中「〇・九二〇二」を「〇・九一八一」に、「〇・九二五九」を「〇・九二二〇」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（建築住宅課）

福島県規則第三十六号

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則第二号イ中「院長」を「センター長、副センター長、院長」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経営・販売課）

福島県規則第三十七号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則第二号イ中「病院の院長」を「センターのセンター長、副センター長（人事又は労務を担当する者に係るものに限る。）及び事務長、病院の院長」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経営・販売課）

訓　令

福島県訓令第六号

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」に、「東京オリンピック・パラリンピック担当課長　企業誘致担当課長　空港利活

用担当課長　復興住宅担当課長」を「空港利活用担当課長」に改める。

附　則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第七号

本庁機関
出先機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業指導船、漁業調査船又は管理監督船の乗組員の項中「、漁業調査船又は管理監督船」を「又は漁業調査船」に改める。

別表第二土木部土木総室の項の次に次のように加える。

土木部企画技術総室	現地調査用	保護帽
	現地調査用	作業帽
	現地調査用	作業服
	現地調査用	雨衣
	現地調査用	ゴム長ぐつ
	現地調査用	防寒服
土木部道路総室	工事検査用	保護帽
	工事検査用	作業帽
	工事検査用	作業服
	工事検査用	雨衣
	工事検査用	ゴム長ぐつ
	工事検査用	安全ぐつ
	工事検査用	防寒服
	現地調査用	保護帽
	現地調査用	作業帽
	現地調査用	作業服
	現地調査用	雨衣
	現地調査用	ゴム長ぐつ
	現地調査用	安全ぐつ
	現地調査用	防寒服

別表第二土木部河川港湾総室の項中「ダム検査用　作業服」を

「ダム検査用　作業帽
ダム検査用　作業服
ダム検査用　雨衣」

に、「ダム検査用　ゴム長ぐつ」を

「ダム検査用　ゴム長ぐつ
工事検査用　保護帽
工事検査用　作業帽
工事検査用　作業服
工事検査用　雨衣
工事検査用　ゴム長ぐつ
工事検査用　防寒服
現地調査用　保護帽
現地調査用　作業帽
現地調査用　作業服
現地調査用　雨衣
現地調査用　ゴム長ぐつ
現地調査用　防寒服」

に改め、同項の次に次のように加える。

土木部都市総室	工事検査用	保護帽
	工事検査用	作業帽
	工事検査用	作業服
	工事検査用	雨衣
	工事検査用	ゴム長ぐつ
	工事検査用	防寒服
	現地調査用	保護帽
	現地調査用	作業帽
	現地調査用	作業服
	現地調査用	雨衣
	現地調査用	ゴム長ぐつ
	現地調査用	防寒服

別表第二土木部建築総室の項中「営繕工事用　ゴム長ぐつ」を

「営繕工事用　ゴム長ぐ
営繕工事用　安全ぐ

「営繕工事用　防寒服
建築物等検査用　作業帽
建築物等検査用　作業服
建築物等検査用　ゴム長ぐつ
建築物等検査用　安全ぐつ

つ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「復興公営住
つ」に、「営繕工事用　防寒服」を　建築物等検査用　防　寒　服　に、　復興公営住
工事検査用　作　業　帽
工事検査用　作　業　服
工事検査用　ゴム長ぐつ
工事検査用　安　全　ぐ　つ
工事検査用　防　寒　服」
「現地調査用　作　業　帽
現地調査用　作　業　服
宅整備工事現地調査用　作業帽　を　現地調査用　ゴム長ぐつ　に改め、同表農林事務
宅整備工事現地調査用　作業服」　現地調査用　安全ぐつ
現地調査用　防　寒　服」
所の項中「冬期作業用（会津農林事務所及び南会津農林事務所を除く。）　防寒ぐつ」
「冬期作業用（会津農林事務所及び南会津農林事務所を除く。）　防寒ぐつ
を　林道整備用（森林林業部に限る。）　安全ぐつ　に改
林業経営指導用（森林林業部に限る。）　安全ぐつ」
め、同表農業総合センター（安全農業推進部を除く。）及び林業研究センターの項中「草
刈用　ゴム長ぐつ」を　「草刈用
農業再生研究用（農業総合センター浜地域農業再生研究センタ
ゴム長ぐつ
ー に限る。）　白　衣」　に改める。

附　則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（職員業務課）